

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 35 号）

規制の名称：（１）地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化（水防法第 15 条の 2、第 15 条の 3 第 2 項、第 15 条の 4 第 2 項関係）
（２）許可工作物等の維持・修繕の基準の創設（河川法第 15 条の 2 関係）
（３）従属発電のための流水の占用に関する許可制度の見直し（河川法第 23 条の 2 から第 23 条の 4 まで関係）
（４）河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占用許可等の特例の創設（河川法第 58 条の 12 及び第 99 条第 2 項関係）

規制の区分：（１）新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
（２）新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
（３）新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
（４）新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当 部 局：水管理・国土保全局水政課、河川環境課

評価実施時期：平成 31 年 3 月 27 日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

（１）地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化（水防法第 15 条の 2、第 15 条の 3 第 2 項、第 15 条の 4 第 2 項関係）

事前評価時点では、地下街等の所有者等が避難確保・浸水防止計画の作成を義務化することにより、利用者の安全が確保されることを想定していたが、その後、平成 26 年 10 月に横浜市営地下鉄戸塚駅が浸水した事案においては、戸塚駅の作成した避難確保計画では想定していなかった地下で連続している駐輪場から水が流入し、予期せぬ浸水が発生した。そのため、平成 27 年に水防法の一部を改正し、当該地下街等の所有者又は管理者が計画を作成しようとする場合において、あらかじめ、連続施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努める旨を規定した。また、平成 28 年 8 月に発生した台風第 10 号による豪雨災害では、小本川（岩手県）の氾濫によって高齢者利用施設が浸水し、その利用者 9 名が命を落とす被害が発生した。そのため、平成 29 年に水防法の一部を改正し、要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成等を義務付けた。規制の事前評価後、水防法の一部を改正し、規制の内容を拡充したほかには、課題

を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(2) 許可工作物等の維持・修繕の基準の創設（河川法第 15 条の 2 関係）

事前評価時点では、河川管理者以外の者が設置した許可工作物等について、老朽化により各河川において重大な水害の発生やその被害の増大を招くおそれが増大していると想定し、許可工作物等の管理者に対する許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕しなければならないという規制の新設を必要としていた。規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(3) 従属発電のための流水の占用に関する許可制度の見直し（河川法第 23 条の 2 から第 23 条の 4 まで関係）

事前評価時点では、既許可水利権を利用した従属発電のための流水の占用であっても、水利使用の申請者は河川管理者から河川法第 2 3 条に基づく水利使用許可を受けなければならない、また、申請に対する処分をしようとするときは、関係行政機関との協議等が必要とされていた。しかし、従属発電に係る水利使用は、従属元水利使用の許可の際に認められた取水量の範囲内で当該流水を消費することなく利用するにすぎず、下流の流水の使用や河川環境に対して新たな影響が生じることがなく、また、従属元水利使用者の合意に基づき流水を利用するにすぎないなど、水利使用に制約がある。このような特性に鑑み、河川法第 2 3 条の特例として登録制を導入することとし、審査内容を緩和し裁量性の小さい審査を行うとともに、関係行政機関との協議等を不要とする手続きの簡素化・円滑化により、処分までの期間を従来より短縮することで申請者の負担を軽減し、小水力発電の導入を促進させることが課題であった。規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占用許可等の特例の創設（河川法第 58 条の 12 及び第 99 条第 2 項関係）

事前評価時点では、自発的に河川管理に資する活動を行っている民間団体や、河川管理者からの委託を受けて河川管理に属する事項を行っている民間団体が、河川管理に資する活動や委託を受けて河川管理に属する事項を行う場合に、河川区域における土地の占用の許可等河川法上の許可等の手続きが、円滑にこれらの活動を行う上で妨げとなっている場合もあると想定し、あらかじめ指定を受けた河川協力団体（河川管理者に協力して河川工事、河川の維持等を適正にかつ確実に行うことができると認められてあらかじめ河川管理者の指定を受けた団体）が業務を行う場合又は河川管理者から委託を受けた民間団体が委託に係る事項を行う場合、必要とされる河川法上の許可等の規定の適用については、河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可等があったものとみなす規制の緩和が必要としていた。規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

(1) 地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化（水防法第 15 条の 2、第 15 条の 3 第 2 項、第 15 条の 4 第 2 項関係）

事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、地下街等の利用者の安全の確保の取組の大幅な進展がないことを想定していたが、事前評価後、水防法の一部を改正し、規制の内容を拡充したほかには、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(2) 許可工作物等の維持・修繕の基準の創設（河川法第 15 条の 2 関係）

事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、河川管理者以外の者が設置した許可工作物等の老朽化により各河川において重大な水害の発生やその被害の増大を招くおそれが増大することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(3) 従属発電のための流水の占用に関する許可制度の見直し（河川法第 23 条の 2 から第 23 条の 4 まで関係）

事前評価時は、規制緩和が導入されなかった場合のベースラインとして、従属発電に係る水利使用であっても、水利使用の申請者が、河川管理者の許可及び関係行政機関との協議等が必要とされる状況を想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢等による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占用許可等の特例の創設（河川法第 58 条の 12 及び第 99 条第 2 項関係）

事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、自発的に河川管理に資する活動を行っている民間団体や、河川管理者からの委託を受けて河川管理に属する事項を行っている民間団体が、河川管理に資する活動や委託を受けて河川管理に属する事項を行う場合に、河川区域における土地の占用の許可等河川法上の許可等の手続が簡素化されず、円滑にこれらの活動を行う上で妨げとなっている場合もあったことを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

③ 必要性の検証

(1) 地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化（水防法第 15 条の 2、第 15 条の 3 第 2 項、第 15 条の 4 第 2 項関係）

規制の事前評価後、水防法を一部改正し、規制の内容を拡充したほかには、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、地下街等の利用者の安全の確保の課題を解決するという当該規制の必要性は引き続き認められる。

(2) 許可工作物等の維持・修繕の基準の創設（河川法第 15 条の 2 関係）

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。許可工作物等の老朽化により各河川において重大な水害の発生やその被害の増大を防ぐという当該規制の必要性は引き続き認められる。

(3) 従属発電のための流水の占用に関する許可制度の見直し（河川法第 23 条の 2 から第 23 条の 4 まで関係）

事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢等による影響の発現はなかった。登録制の導入により、従属発電に係る水利使用許可手続きの簡素化・円滑化により申請者の負担を軽減し、小水力発電の導入を促進するという課題解決のための当該規緩和の必要性は引き続き認められる。

(4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占用許可等の特例の創設（河川法第 58 条の 12 及び第 99 条第 2 項関係）

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。自発的に河川管理に資する活動を行っている民間団体や、河川管理者からの委託を受けて河川管理に属する事項を行っている民間団体が、河川管理に資する活動や委託を受けて河川管理に属する事項を行う場合に、河川区域における土地の占用の許可等河川法上の許可等の手続きを簡素化し、これらの活動の円滑化を図るといった課題を解決するという当該規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

(1) 地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化（水防法第 15 条の 2、第 15 条の 3 第 2 項、第 15 条の 4 第 2 項関係）

平成 30 年 3 月 31 日現在、801 の地下街等において避難確保・浸水防止計画を作成するための費用、538 の地下街等において訓練を行うための費用、535 の地下街等において自衛水防組織を設置するための費用が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、費用は地下街等の規模等により異なるため、規制全体に係る遵守費用の把握は困難である。

(2) 許可工作物等の維持・修繕の基準の創設（河川法第 15 条の 2 関係）

平成 30 年 3 月 31 日現在、直轄管理河川における許可工作物等 15,055 施設において、点検を含む維持又は修繕に関する基準に従い、許可工作物等を維持修繕するための費用が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、費用は許可工作物等の老朽化の度合い等により異なるため、規制全体に係る遵守費用の把握は困難である。

(3) 従属発電のための流水の占用に関する許可制度の見直し（河川法第 23 条の 2 から第 23 条の 4 まで関係）

平成 25 年 12 月の登録制の施行以降平成 29 年度末までの間に、一級河川において新規の従属発電の水利使用として 136 件の登録があり、申請の準備のための費用が発生している。

なお、費用は発電所の規模等により異なるため、規制全体に係る遵守費用の把握は困難である。

(4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占用許可等の特例の創設（河川法第 58 条の 12 及び第 99 条第 2 項関係）

平成 30 年 3 月 31 日現在、河川協力団体として 265 団体が指定され、河川協力団体が業務を行う場合又は河川管理者から委託を受けた民間団体が委託に係る事項を行う場合に、必要とされる河川法上の許可等に係る河川管理者との協議が 37 件実施されている。協議の資料準備等に要する費用及び河川協力団体の指定を申請するための費用が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、費用は河川管理者との協議の内容等により異なるため、規制全体に係る遵守費用の把握は困難である。

⑤ 「行政費用」の把握

(1) 地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化（水防法第 15 条の 2、第 15 条の 3 第 2 項、第 15 条の 4 第 2 項関係）

市町村において地下街等の所有者等に対する洪水予報等の通知のための費用及び行政指導に要する費用が発生しているが、増加した事務は既存の体制で実施しており発生した行政費用は軽微であったと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。

(2) 許可工作物等の維持・修繕の基準の創設（河川法第 15 条の 2 関係）

行政庁において許可工作物等の維持修繕の基準の策定に要する費用が発生しているが、増加した事務は既存の体制で実施しており発生した行政費用は軽微であったと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。

(3) 従属発電のための流水の占用に関する許可制度の見直し（河川法第 23 条の 2 から第 23 条の 4 まで関係）

平成 25 年 12 月の登録制の施行以降平成 29 年度末までの間に、一級河川において新規の従属発電の水利使用として 136 件の登録があり、行政庁において登録審査に要する経費が発生しているが、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、費用は発電所の規模等により異なるため、規制全体に係る行政費用の把握は困難である。

(4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占用許可等の特例の創設（河川法第 58 条の 12 及び第 99 条第 2 項関係）

行政庁において協議への対応に要する費用、河川協力団体の指定に要する費用が発生しているが、増加した事務は既存の体制で実施しており発生した行政費用は軽微であったと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

(1) 地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化（水防法第 15 条の 2、第 15 条の 3 第 2 項、第 15 条の 4 第 2 項関係）

平成 30 年 3 月 31 日現在、801 の地下街等において避難確保・浸水防止計画が作成され、538 の地下街等において訓練が実施され、535 の地下街等において自衛水防組織が設置されている。これにより、利用者の安全の確保という効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、効果は対象となる個々の地下街等の規模等により異なることから、効果の定量的把握は困難であるが、当該規制の拡充後、人命に関わる浸水は発生していない。

(2) 許可工作物等の維持・修繕の基準の創設（河川法第 15 条の 2 関係）

平成 30 年 3 月 31 日現在、直轄管理河川における許可工作物等が 15,055 施設設置され、このうち老朽化が進んでいる許可工作物の数は約半数に上っているが（注）、点検を含む維持又は修繕に関する基準に従い良好な状態に保つように維持し、修繕されている。これにより、重大な水害の発生やその被害の増大を防止するという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、効果は対象となる個々の許可工作物等の老朽化度合い等により異なることから、効果の定量的把握は困難である。

（注）直轄管理河川における許可工作物で設置後 40 年以上経ているものは、平成 29 年度末時点で 7,964 施設（全体の 53%）。

(3) 従属発電のための流水の占用に関する許可制度の見直し（河川法第 23 条の 2 から第 23 条の 4 まで関係）

平成 25 年 12 月の登録制の施行以降平成 29 年度末までの間に、一級河川において新規の従属発電の水利使用として 136 件の登録がなされている。事前評価時の想定通り、登録制の導入により、審査内容を緩和し裁量性の小さい審査を行うとともに、関係行政機関との協議等を不要とする手続きの簡素化・円滑化により、従属発電の水利使用の審査にかかる標準処理期間を、河川法第 23 条の水利使用審査の「5 ヶ月を目安」に比べ、「おおむね 1 ヶ月（同法第 24 条の河川区域以内の土地の占用、第 26 条の工作物の設置等の許可申請が伴う場合はおおむね 3 ヶ月）」に短縮することで、申請者の負担が軽減され、小水力発電の導入促進に効果があったと考えられる。

なお、効果は導入される小水力発電の規模等により異なることから、効果の定量的把握は困難である。

(4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占用許可等の特例の創設（河川法第 58 条の 12 及び第 99 条第 2 項関係）

河川管理に関わる活動を行う民間団体の数は平成 18 年の 2,647 団体から平成 30 年の 3,488 団体に増加しているが（注）、この間河川協力団体として 265 団体が指定されている。平成 30 年 3 月 31 日現在、河川協力団体が業務を行う場合又は河川管理者から委託を受けた民間団体が委託に係る事項を行う場合に、必要とされる河川法上の許可等に係る河川管理者との協議が 37 件実施され、手続の簡素化により負担が軽減され、その活動が円滑化されている。これにより、多様な主体の参画を通じた河川環境の保全等や河川管理者の補助的業務の担い手拡大による河川管理体制の強化という効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、効果は対象となる個々の河川の環境や管理体制の状況により異なることから、効果の定量的把握は困難である。

（注）河川に関する活動を行う民間団体数 2,647 団体（平成 18 年）、3,488 団体（平成 30 年）
出典「川や水の活動団体調査（公益財団法人日本河川協会）」

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

(1) 地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化（水防法第 15 条の 2、第 15 条の 3 第 2 項、第 15 条の 4 第 2 項関係）

上記のとおり当該規制の拡充の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

(2) 許可工作物等の維持・修繕の基準の創設（河川法第 15 条の 2 関係）

上記のとおり当該規制の新設の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

(3) 従属発電のための流水の占用に関する許可制度の見直し（河川法第 23 条の 2 から第 23 条の 4 まで関係）

当該規制緩和による申請者の負担軽減にかかる便益について、金銭価値化は困難である。

(4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占用許可等の特例の創設（河川法第 58 条の 12 及び第 99 条第 2 項関係）

上記のとおり当該規制の新設及び緩和の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

- (1) 地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化（水防法第 15 条の 2、第 15 条の 3 第 2 項、第 15 条の 4 第 2 項関係）
当該規制の拡充による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (2) 許可工作物等の維持・修繕の基準の創設（河川法第 15 条の 2 関係）
当該規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (3) 従属発電のための流水の占用に関する許可制度の見直し（河川法第 23 条の 2 から第 23 条の 4 まで関係）
当該規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占用許可等の特例の創設（河川法第 58 条の 12 及び第 99 条第 2 項関係）
当該規制の新設及び緩和による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

- (1) 地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化（水防法第 15 条の 2、第 15 条の 3 第 2 項、第 15 条の 4 第 2 項関係）
平成 30 年 3 月 31 日現在、801 の地下街等において避難確保・浸水防止計画の作成、538 の地下街等において訓練、535 の地下街等において自衛水防組織の設置の遵守費用、及び市町村において洪水予報等の通知のための費用及び行政指導に要する行政費用が発生しており、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
一方、当該規制の新設に係る効果として地下街等の利用者の安全の確保という効果が発生している。
費用と効果を比較すると効果が費用を上回るものであり、当該規制の新設は、引き続き継続することが妥当である。
- (2) 許可工作物等の維持・修繕の基準の創設（河川法第 15 条の 2 関係）
平成 30 年 3 月 31 日現在、直轄管理河川における許可工作物等は 15,055 施設設置されている。当該規制の新設に係る費用として、点検を含む維持又は修繕に関する基準に従った許可工作物等の維持修繕という遵守費用、許可工作物等の維持修繕の基準の策定という行政費用が発生しており、副次的な影響及び波及的な影響も特段見受けられなかった。
一方、当該規制の新設に係る効果として点検を含む維持又は修繕に関する基準に従い良好な状態に保つように維持し、修繕することによる重大な水害の発生やその被害の増大を防止する

という効果が発生している。

費用と効果を比較すると効果が費用を上回るものであり、当該規制の新設は、引き続き、継続することが妥当である。

(3) 従属発電のための流水の占用に関する許可制度の見直し（河川法第 23 条の 2 から第 23 条の 4 まで関係）

登録制の施行以降、一級河川において新規の従属発電の水利使用として 136 件の登録がなされている。事前評価時の分析通り、従属発電に係る水利使用について登録制を導入し、審査内容を緩和し裁量性の小さい審査を行うとともに、関係行政機関との協議等を不要とする手続きの簡素化・円滑化により、処分までの期間が従来よりも短縮することで申請者の負担が軽減し、小水力発電の導入促進に効果があったと考えられる。

今後も、従属発電に係る水利使用については、毎年度申請がなされると見込まれることから、当該規制緩和は、引き続き必要である。

(4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占用許可等の特例の創設（河川法第 58 条の 12 及び第 99 条第 2 項関係）

平成 30 年 3 月 31 日現在、河川協力団体として 265 団体が指定され、河川協力団体が業務を行う場合又は河川管理者から委託を受けた民間団体が委託に係る事項を行う場合に、必要とされる河川法上の許可等に係る河川管理者との協議が 37 件実施されている。当該規制の新設及び緩和に係る費用として、河川管理者との協議の資料準備等の要する遵守費用、河川協力団体の指定を申請するための遵守費用、河川協力団体等との協議への対応に要する行政費用及び河川協力団体の指定に要する行政費用が発生しており、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

一方、当該規制の新設及び緩和に係る効果として多様な主体の参画を促し円滑に活動が行われることによる河川環境の保全等の促進や河川管理者の補助的業務の担い手拡大による河川管理体制が強化されている。

費用と効果を比較すると効果が費用を上回るものであり、当該規制の新設及び緩和は、引き続き継続することが妥当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。